

傍聴要領

郡山市立美術館協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに会場の受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を受けたうえで係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が、上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。